

議案第 3 号

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

君津市長 鈴 木 洋 邦

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年君津市条例第 2 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
君津市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
第 10 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたも
の

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
(職員) 第 1 0 条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) ～ (3) 省略 (4) <u>教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者</u> (5) ～ (9) 省略 (10) <u>5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u> 4 ～ 5 省略	(職員) 第 1 0 条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) ～ (3) 省略 (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5) ～ (9) 省略 4 ～ 5 省略